

一般社団法人日本私立看護系大学協会 公益通報に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）の業務に関し、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、通報対象事実が生じ、又は、まさに生じようとしている場合において、公益通報者の保護、公益通報の処理等を適切に対応するために必要な事項を定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正措置並びに再発防止措置を図ること等を通じて本法人の法令遵守体制を強化し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）が、本法人の業務に関する通報対象事実が生じ、又は、まさに生じようとしていることについて、本法人の定める公益通報に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）に通報することをいう。

(1) 理事及び監事（以下「役員」という。）

(2) 本法人の就業規則に規定する雇用関係のある職員（以下、「職員」という。）

(3) 本法人との労働者派遣契約に基づき本法人の業務に従事する派遣職員（以下「派遣職員」という。）

(4) 本法人と他の事業者との業務委託契約その他の契約に基づき、本法人において当該業務に従事する者（以下、「委託業務従事者」という。）

(5) 公益通報の日前1年以内に(2)～(4)に掲げる者であった者（以下、「退職者」という。）

(6) 一般社団法人日本私立看護系大学協会定款（以下「定款」という。）第5条に規定された会員

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした職員等をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次の事実をいう。

(1) 公益通報者保護法及び同法別表に掲げる法律（対象となる法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又は公益通報者保護法及び同法別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

(2) 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含

む。)

(3) 定款の定め反する行為の事実

(4) 専任職員就業規則第41条及び有期雇用職員就業規則第22条第2項に規定された職員
の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合の事実

第2章 通報処理（受付）体制

(公益通報の管理者)

第3条 本法人の公益通報の管理に関しては、会長が総括し、業務執行理事（以下、「公益通報管理者」という。）がこれに当たる。

(公益通報者の責務、禁止事項)

第4条 公益通報者は、虚偽の通報、他人の名誉を誹謗中傷する通報のほか、本法人又は第三者に損害を加える目的、自らが不正の利益を得る目的その他の不正な目的をもって、通報を行ってはならない。

(窓口)

第5条 公益通報を適切に処理するために、本法人に次の通報窓口を置く。

(1) 事務局

(2) 監事

(窓口の利用方法)

第6条 通報窓口の利用方法は、面会・電話・書面・電磁的方法等とする。

2 通報者の便宜を図るため、ホームページに公益通報窓口の連絡先（メールアドレス、電話番号、所在地等）を掲載する。

3 公益通報を行う場合は、原則として氏名及び連絡先等を明らかにして行うものとする。ただし、本人の申出により、公益通報者本人を特定する情報を秘匿した上で、公益通報を行うことができる。

(公益通報の受付)

第7条 通報窓口が公益通報を受け付けたとき、速やかに当該通報について公益通報管理者を経て、会長に報告するものとする。

(公益通報委員会の設置)

第8条 会長は、公益通報に関して法令違反行為の認否並びに是正に必要な措置等について審議するため、公益通報委員会を設置する。

2 公益通報委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 公益通報管理者

(2) 事務局長

(3) 会長が指名した監事

(4) 会長が指名した理事

(5) その他会長が指名した者

- 3 公益通報委員会に委員長を置き、公益通報管理者をもって充てる。委員長は公益通報委員会を招集し、その議長となる。
- 4 公益通報委員会は、公益通報の受理、通報対象事実の調査の実施、公益通報調査委員会（以下、「調査委員会」という。）の委員及び委員長を任命する。
- 5 公益通報委員会は、調査委員会の調査報告を受け、速やかに当該通報に関する法令違反行為の認否並びに是正に必要な措置等を審議する。
- 6 公益通報委員会は、当該通報に関して調査が十分でないことが明らかである場合、改めて調査委員会に対して再調査を命じることができる。
- 7 公益通報委員会は、法令違反行為に係る認否の判断に必要があると認めた場合、当該通報者に対し事実関係の聴取の他、通報対象事実を裏付ける証拠の提供、通報対象事実に関係する職員等に意見の聴取等を行うことができる。
- 8 公益通報委員会は、審議結果を直ちに会長に報告するものとする。
- 9 公益通報委員会は、審議結果を通報者に報告するものとする。ただし、公益通報者が報告を希望しない場合及び本人の申出により、公益通報者本人を特定する情報を秘匿した上で、公益通報を行った場合はその限りではない。
- 10 公益通報委員会の事務は、事務局が行う。

第3章 公益通報者への通知

（調査実施等の通知）

- 第9条 公益通報委員会は、第7条により、通報を受理する場合はその旨を、また受理しない場合はその理由を付して、通報窓口が通報を受け付けた日から20日以内に当該公益通報者に書面等により通知するものとする。なお、本人の申出により、公益通報者本人を特定する情報を秘匿した上で、公益通報を行った場合はその限りではない。
- 2 公益通報委員会は、調査を実施する場合は、当該調査の実施予定時期を、調査を実施しない場合はその理由を付して、通報窓口が通報を受け付けた日から20日以内に当該公益通報者に書面等により通知するものとする。なお、本人の申出により、公益通報者本人を特定する情報を秘匿した上で、公益通報を行った場合はその限りではない。

第4章 調査の実施

（公益通報調査委員会の設置）

- 第10条 公益通報委員会は、第8条第4項に基づき、当該通報内容に関する事実関係の調査及び公益通報者の保護を適正に行うために、速やかに調査委員会を設置するものとする。
- 2 公益通報調査委員会の事務は、事務局が行う。

（調査結果の報告）

第11条 調査委員会は、調査終了後、調査結果を速やかに取りまとめ、公益通報委員会に報告するものとする。

(是正措置、再発防止措置)

第12条 会長は公益通報委員会の報告を受け、是正措置等を決定する。

- 2 会長は、公益通報委員会の報告により法令違反行為の存在が明らかになったときは、当該通報に係る関係者のプライバシーに十分配慮した上で、遅滞なく、是正措置等を命じるものとする。
- 3 公益通報委員会は、会長が前項の措置を講じたときは、調査委員会の調査結果、法令違反行為が認定された場合の是正措置等について、当該通報に係る関係者のプライバシーに十分配慮し、公益通報者、被通報対象者及び被通報対象者以外の者で法令違反行為に関与したと認定された者に遅滞なく通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を希望しない場合及び本人の申出により、公益通報者本人を特定する情報を秘匿した上で、公益通報を行った場合は、この限りではない。
- 4 会長は、第3項の是正措置等を講じた場合、速やかに当該調査結果、是正措置の内容等について理事会へ報告する。
- 5 第3項により是正措置等を命じられたときは、指定された期日までに書面により当該是正措置等の内容、是正結果、改善計画その他必要事項を公益通報委員会へ報告しなければならない。
- 6 公益通報委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに会長へ報告する。
- 7 会長は、前項の報告を受けたときは、当該是正措置等の内容、是正結果、改善計画その他必要事項について、理事会へ報告をする。
- 8 是正措置完了後、会長が必要と認める場合には、当該通報事案と同様の事案が本法人内で生じているかどうかの調査を命じることができる。
- 9 公益通報委員会は、通報事実が緊急を要すると認めるときは、会長と協議をし、調査委員会を設置せずには正措置を講ずることができる。

第5章 公益通報者等の保護及び懲戒処分等

(公益通報者の保護)

第13条 本法人は、職員等が正当な公益通報したことを理由として、解雇等その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって通報した場合は、その限りではない。

- 2 本法人は、職員等が正当な公益通報を行ったことを理由として、当該職員等の職場環境等が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 3 本法人は、正当な公益通報及び調査に協力を行った者に対し、不利益な取扱い又は嫌がらせ等を行った職員等に対し、懲戒処分、解雇、契約解除及び損害賠償請求を行うこ

とができる。

- 4 公益通報者が役員等である場合、通報したことを理由として、役員等に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。
- 6 本法人は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、公益通報及び調査に協力を行った者に対し、損害賠償請求を行うことができない。

(遵守事項)

第14条 本法人は、調査、是正措置等その他公益通報に関して対応する職員等（以下、「通報対応業務従事者」という）を次の号に掲げる者に定める。

- (1) 公益通報管理者
- (2) 公益通報委員会委員
- (3) 公益通報窓口担当者
- (4) その他会長が指名したもの

- 2 通報対応業務従事者は、公益通報者が予め明示的かつ真意に基づく同意をしない限り、公益通報者等の特定につながり得る情報（氏名・所属先・連絡先等、公益通報者の他知り得ない情報等）について開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
- 3 通報対応業務従事者は、正当な理由がない限り、公益通報への対応業務に関して知り得た情報を目的外に使用してはならない。
- 4 前2項の規定は、通報対応業務従事者が異動や退職等でその地位を失った後も適用されるものとする。
- 5 通報対応業務従事者は、公益通報者等の特定につながり得る情報を、公益通報に係る調査、是正措置の検討・実施のために不可欠な場合であって、公益通報者から予め明示的かつ真意に基づく同意を取得した場合に限り、必要最小限度の内容で共有することができる。
- 6 公益通報者の特定につながり得る情報を共有する場合には、予め情報を共有する者に対し、秘密保持の誓約を求めるものとする。
- 7 通報対応業務従事者は、公益通報に関する資料を厳重に管理しなければならない。
- 8 職員等は、公益通報者を探索してはならない。

(処分)

第15条 公益通報委員会の審議結果に基づき、法令違反行為が明らかとなった場合は、当該違反行為に関与した役員等に対し理事会の協議に基づく処分を、職員に対し就業規則等の規定に基づき解雇等を、派遣職員及び委託業務従事者に対しては、契約の解除及び

損害賠償請求を行うことができる。

2 第4条の規定に違反する通報を行った場合も、前項と同様とする。また、退職者に対しては、損害賠償請求を行うことができる。

3 法令違反行為に関与していた職員等が、調査委員会による調査を開始する前に、自ら公益通報を行った場合は、当該者の処分を免除又はその程度を軽減することがある。

4 前条の各規定に違反した場合は、職員に対し就業規則等の規定に基づき懲戒処分等を、派遣職員及び委託業務従事者に対しては契約の解除及び損害賠償請求を行うことができる。

第6章 職員等の責務

(公益通報を受けた職員等の責務)

第16条 第5条に定める職員等以外の職員等が、公益通報を受けたときは、速やかに本法人の指定する通報窓口へ報告、又は当該公益通報者に対し通報窓口へ通報するように教示するなど、適切に対応するよう努めなければならない。

第7章 通報対象事実関係者の除外

(通報対象事実関係者の除外)

第17条 通報対応業務従事者は、自らが関係する公益通報の調査や法令違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

2 通報対応業務従事者は、当該通報に関与する時点において、自らが当該通報に関係するかを確認し、自らが関係する場合には公益通報管理者に申告しなければならない。

第8章 法令違反行為等の認定を行わない特例

(特例措置)

第18条 公益通報委員会は、次の各号に定める場合、当該通報に係る手続を終結させることができる。

(1) 公益通報者が通報を撤回した場合

(2) 既に是正措置等が講じられている場合

(3) 本法人の諸規程に定める他の手続に基づき処理することが適切と判断した場合

2 前項に基づいて調査手続を終結させた場合、会長にその旨を報告する。

第9章 雑則

(行政機関等への協力)

第19条 本法人は、行政機関その他の公共機関等から公益通報に関する調査等の協力を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、必要な協力を行うものとする。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、事務局が行う。

2 事務局は、通報対応業務に関する記録を作成し、当該記録を5年間適切に保管する。

(研修、事後確認、その他)

第21条 公益情報管理者は、公益通報に関する広報・研修（法令違反行為の予防を含む）、通報処理後の是正措置等並びに公益通報者保護に係る事後確認を行うものとし、この規程に定める他、本規程の施行に関し必要な事項は、その都度定める。

(フォローアップ)

第22条 本法人は、是正措置等を講じた後、法令違反等が再発していないか、是正措置や再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じて、通報窓口等の仕組みを改善するための措置を講じる。

2 本法人は、公益通報者又は調査協力者に対し、公益通報したこと又は調査に協力したことを理由として、職員等から不利益取扱いや本法人内や職場内での嫌がらせが行われていないか等を確認するなど、公益通報者保護に係る対応を適宜行う。

(点検及び見直し)

第23条 本法人は、法令遵守の徹底、自浄作用の喚起のため、公益通報体制が適正になされているか定期的に点検評価を行うとともに、必要に応じて改善を行う。

(規程の改廃)

第24条 本法人における公益通報の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法及び同法に基づく指針その他関係法令に定めるところによる。

2 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。